

第8回 吹田市バリアフリー推進協議会
前回からの修正内容について

前回の確認：バリアフリーマスタープラン・基本構想の一本化について

【現在検討中の内容】

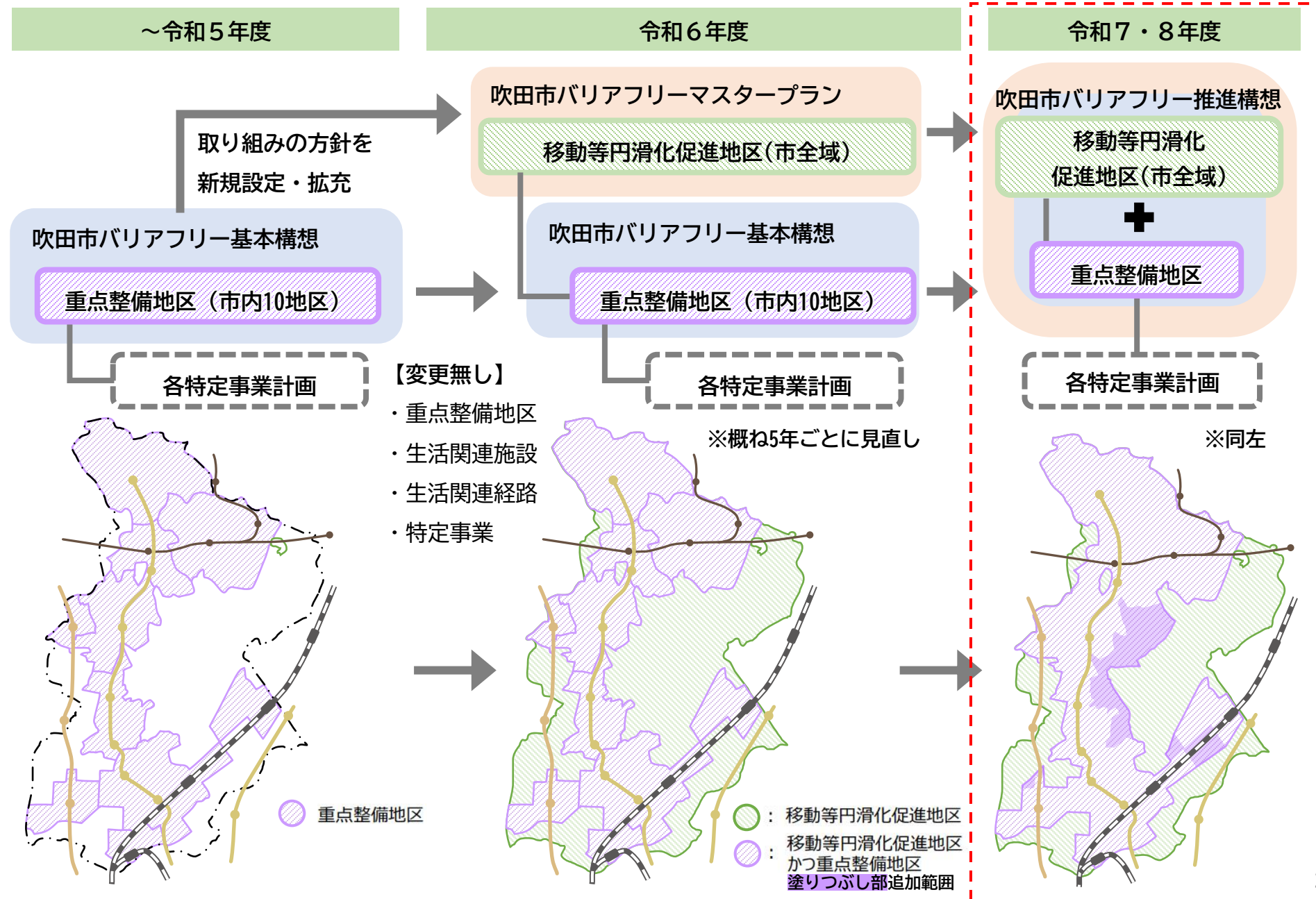
- ✓ 基本構想の検討
 - ・ 取り組み地区拡大
 - ・ 対象施設・経路追加
 - ・ 実施事業の計画
- ✓ マスタープラン・基本構想の一本化

マスタープラン：

市町村が面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの
基本構想：

市町村が作成する具体的なバリアフリー化事業を位置づけた計画

※両計画ともバリアフリー法に規定



前回の確認：バリアフリーマスタープラン・基本構想の一本化について

各計画に明示すべき事項は、右表のとおり類似点が多いことから、基本構想の新規策定に合わせて計画を一本化し、名称を「吹田市バリアフリー推進構想」とします。

マスタープラン：

市町村が面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの

基本構想：

市町村が作成する具体的なバリアフリー化事業を位置づけた計画

※両計画ともバリアフリー法に規定

明示すべき事項	
移動等円滑化促進方針 (バリアフリーマスタープラン)	移動等円滑化基本構想 (バリアフリー基本構想)
1. 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する基本的な方針	I. 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
2. 移動等円滑化促進地区の位置及び区域 ●	II. 重点整備地区の位置及び区域 ●
3. 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項 ●	III. 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項 ●
4. 移動等円滑化の促進に関する住民等関係者の理解の増進及び協力の確保に関する事項 ●	IV. 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項 ●
5. 行為の届出等に関する事項 ●	V. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項 ●
6. 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項	VI. ①事業と併せて実施する市街地開発事業に關し移動等円滑化のために考慮すべき事項 ②自転車等の駐車施設の整備等移動等円滑化に資する市街地の整備 ● ③その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
7. その他、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項 ●	VII. 基本構想の評価に関する事項
8. 移動等円滑化促進方針の評価に関する事項	
※2、3、4、5、7については必須記載事項 ●：必須記載事項	※II、III、V、VIについては必須記載事項 □：類似の明示事項

前回の確認：バリアフリーマスタープラン・基本構想の一本化について

計画書の全体構成としては、現行マスタープランをベースとして、基本構想の内容を追記します。

マスタープラン（現行計画）の構成	新計画の構成	修正内容等
はじめに	はじめに	・経緯の追記
序章. 計画の概要	序章. 吹田市バリアフリー推進構想について	・記載見直し
1. バリアフリーに関する状況と課題	1. バリアフリーに関する状況と課題	・統計データなどの更新
2. 移動等円滑化促進地区の設定	2. 移動等円滑化促進地区及び重点整備地区の設定	・重点整備地区について追記
3. バリアフリー化に関する方針	3. バリアフリー化に関する方針	
4. 生活関連施設及び生活関連経路等の設定	4. 生活関連施設及び生活関連経路等の設定	・施設、経路追加を反映
	5. 事業と進捗	・新たに追加
5. マスタープランの実現に向けた体制	6. 推進構想の実現に向けた体制	
参考資料	参考資料	・資料の追加

前回の確認：バリアフリーマスタープラン・基本構想の一本化について

法改正等を踏まえて事業対象施設（生活関連施設）を追加します。

生活関連施設の追加区分

- ① 特別特定建築物へ追加された
小・中学校



- ② 吹田市公園施設再整備計画において今後取り組みが予定されている**都市公園**



- ③ 新たに整備された駅前の**公共複合施設等**



- ④ 当事者の方から追加要望があった
障がい者相談支援センター

施設追加等を踏まえて事業対象経路（生活関連経路）を追加します。

生活関連経路の追加区分

- ① 生活関連**施設**（既存・追加）を
結ぶ経路



- ② 生活関連経路の**ネットワーク化**



前回の確認：バリアフリーマスタープラン・基本構想の一本化について

基本構想（5章．事業と進捗）においては、事業者と調整の上、特定事業（実施義務有り）を4区分設定します。

吹田市バリアフリー基本構想

以下の事業を設定

- ✓ 特定事業（移動等円滑化基準に係る整備事業、ソフト事業）
- ✓ その他の事業

特定事業の区分（○部分）

公共交通	道路	交通安全	教育啓発	建築物	都市公園	路外駐車場
○	○	○	○	-	-	-

特定事業計画

- ✓ 基本構想で「特定事業」として定めた事業についての事業計画
- ✓ 各事業者が策定する
- ✓ 事業者は本計画に基づいて事業を推進していく（**実施義務**）

- ✓ 吹田市作成範囲となる道路事業特定事業計画を令和8年度中に策定予定

- ✓ 建築物・路外駐車場は「バリアフリー法」によってバリアフリー化を推進（協議が整えば特定事業計画を策定）
- ✓ 都市公園は「吹田市公園施設再整備計画」によってバリアフリー化を推進（協議が整えば特定事業計画を策定）

主な修正内容

修正箇所を以下の区分で説明します。

修正区分

1. 第7回推進協議会及びその後にいただいた
意見への対応
2. 統計情報の更新や図表の調整
3. 用語や送り仮名の間違いなどの軽微な修正
4. 音声コード欄・ルビの追加

表現・説明有無

修正内容を赤枠・赤字で表現

修正内容を青枠・青字で表現

説明省略

修正内容の説明

全体調整

計画名を「吹田市バリアフリー推進構想」とし、全体調整を行いました。

《修正例》（新計画名称）としていた箇所へ計画名を流し込み

構想の策定について

くに どうこう ふ かん と く すいしん
国の動向を踏まえ、バリアフリーに関する取り組みをさらに推進していく

ため、この度、「(新計画名称)」を策定しました。



推進構想の策定について

くに どうこう ふ かん と く すいしん
国の動向を踏まえ、バリアフリーに関する取り組みをさらに推進していく

ため、この度、「吹田市バリアフリー推進構想」を策定しました。

吹田市バリアフリー推進構想
(素案)

令和 年 月

吹田市



修正内容の説明

1 バリアフリーに関する状況と課題

(1)伊 障がい者手帳所持者数

統計情報の更新

《前回提出》

【吹田市人口の約5%が障がい者手帳所持】

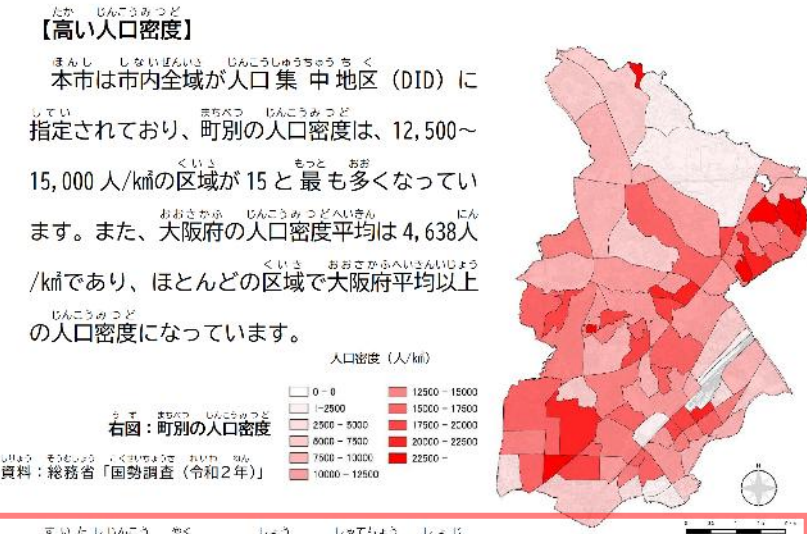
本市の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度にかけて2万人弱で推移しています。また、各障がい者手帳の所持者数を合計すると、令和6（2024）年度末時点で*人（重複分を含む）となり、本市の人口総数の約*%にあたります。

表：障がい者手帳所持者数

項目	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
人口総数 a	376,944	378,781	381,238	382,336	
手帳所持者総数 b=b1+b2+b3	18,622	18,759	19,125	19,307	
身体障がい者数 b1	12,360	12,292	12,184	12,184	
療育手帳 b2	3,080	3,175	3,273	3,273	
精神障がい者保健福祉手帳 b3	3,182	3,292	3,668	3,668	
手帳所持者の比率 c=b/a	4.9%	5.0%	5.0%	5.0%	

資料：人口総数 各年度末現在の住民基本台帳人口（外国人を含む） 各障がい者手帳所持者数 障がい福祉室 オープンデータ

※令和2年度以降の身体障がい者手帳及び療育手帳の所持者数は、死亡・転出後に届出のないものを重複削除した値



【吹田市人口の約5%が障がい者手帳所持】

本市の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度にかけて2万人弱で推移しています。また、各障がい者手帳の所持者数を合計すると、令和6（2024）年度末時点で19,667人（重複分を含む）となり、本市の人口総数の約5%にあたります。

表：障がい者手帳所持者数

項目	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
人口総数 a	378,781	381,238	382,336	384,302	
手帳所持者総数 b=b1+b2+b3	18,759	19,125	19,307	19,667	
身体障がい者数 b1	12,292	12,184	12,043	12,015	
療育手帳 b2	3,175	3,273	3,372	3,499	
精神障がい者保健福祉手帳 b3	3,292	3,668	3,892	4,153	
手帳所持者の比率 c=b/a	5.0%	5.0%	5.0%	5.1%	

資料：人口総数 各年度末現在の住民基本台帳人口（外国人を含む） 各障がい者手帳所持者数 障がい福祉室 オープンデータ

※令和2年度以降の身体障がい者手帳及び療育手帳の所持者数は、死亡・転出後に届出のないものを重複削除した値



修正内容の説明

3 バリアフリー化に関する方針

(5)イ(オ)大規模開発におけるバリアフリー化の推進

事例記載の内容調整
《前回提出》

○ 近年の整備事例（佐井寺西土地区画整理事業）

南北・東西のアクセスにおいて重要な施設である、2本の都市計画道路（佐井寺片山高浜線及び豊中岸部線）においては、基本構想に即した整備を進めるとともに、無電柱化や自転車通行空間の整備等も併せて行っています。

※令和2（2020）年 吹田市環境影響評価審査会 実施



都市計画道路整備イメージ図



整備区域図

(オ) 大規模開発におけるバリアフリー化の推進

大規模開発におけるバリアフリー化については、移動等円滑化基準等に則

った整備を実施させるとともに、令和4（2022）年度からは、「吹田市環境影

響評価審査会」にバリアフリーを専門とする学識経験者を新たに委員に加

え、吹田市環境まちづくり影響評価条例の対象事業に対し、必要な技

術的助言を行い、バリアフリーに係る整備等を自ら実施するよう誘導して

います。

○ 佐井寺西土地区画整理事業（事業中）の例

南北・東西のアクセスにおいて重要な施設である、2

本の都市計画道路（佐井寺片山高浜線及び豊中岸部線）

においては、「道路の移動等円滑化に関するガイドライ

ン」に即した整備を進めるとともに、無電柱化や自転車

通行空間の整備等も併せて行っています。

※令和元（2019）年～ 令和3（2021）年 吹田市環境影

響評価審査会 実施



都市計画道路整備イメージ図



整備区域図



3 バリアフリー化に関する方針

(5)イ(カ)緊急時・災害時におけるバリアフリー化の推進

障がい者児のための防災ハンドブックの
紹介を追加
《前回提出》

(カ) 緊急時・災害時におけるバリアフリー化の推進

災害時は、身体機能の制約がある方や情報^{かた}の取得や理解が困難である方等^{かたとう}（災害時要援護者）にとって、非常にリスクが高くなります。このため、本市^{ほんし}では「吹田市地域防災計画」及び「災害時^{さいがい}要支援者支援事業」に基づき、災害時^{さいがい}要援護者への対策を実施しています。

関連する主な対策として、避難所機能^{ひなんじょきんのう}を有する公共施設^{こうきょうしせつ}のバリアフリー化^かなどのハード面^{めん}の整備^{せいび}に加え、自治会^{じちかい}や自主防災組織^{じしゅぼうさいしき}などとの連携^{れんけい}による安否確^{あんぴかく}認^{にん}や避難誘導^{ひなんゆうどう}、防災訓練^{ぼうさいくんれんどう}等の実施^{じっし}、ハザードマップ^{とう}等による啓発^{けいはつ}といったソフト^{そふと}対策^{たいさく}を進めており、今後とも事前防災^{ぜんぜんぼうさい}の充^く実^{じつ}に取り組めます。



災害時要援護者避難支援ハンドブック

(カ) 緊急時・災害時におけるバリアフリー化の推進

災害時は、身体機能の制約がある方や情報^{かた}の取得や理解が困難である方等^{かたとう}（災害時要援護者）にとって、非常にリスクが高くなります。このため、本市^{ほんし}では「吹田市地域防災計画」及び「災害時^{さいがい}要支援者支援事業」に基づき、災害時^{さいがい}要援護者への対策を実施しています。

関連する主な対策として、避難所機能^{ひなんじょきんのう}を有する公 共施設^{こうきょうしせつ}のバリアフリー化^かなどのハード面^{めん}の整備^{せいび}に加え、自治会^{じちかい}や自主防災組織^{じしゅぼうさいしき}などとの連携^{れんけい}による安否確^{あんぴかく}認^{にん}や避難誘導^{ひなんゆうどう}、防災訓練^{ぼうさいくんれんどう}等の実施^{じっし}、ハザードマップ^{とう}等による啓発^{けいはつ}といったソフト^{そふと}対策^{たいさく}を進めており、今後とも事前防災^{ぜんぜんぼうさい}の充^く実^{じつ}に取り組めます。



災害時要援護者避難支援ハンドブック



修正内容の説明

3 バリアフリー化に関する方針

(5)イ(キ)情報伝達の取り組み推進

バリアフリーマップの作成からバリアフリー情報の周知へ変更

《前回提出》

【バリアフリーマップの作成】

多様な個性の人々が外出する際に役立つ、施設や経路等のバリアフリー情報を整理したバリアフリーマップを作成します。作成にあたっては、掲載内容や ICT（情報通信技術）の活用による提供方法など、だれもが便利に利用できる情報取得の方法を検討します。

(キ) 情報伝達の取り組み推進

【情報アクセス環境の整備】

「公共サインガイドライン」を定め、だれもが情報を得ることができるための音声・音響案内、ピクトサイン、カラーバリアフリー、多言語表記等の整備水準を整理しています。

本ガイドラインによる施設や案内の改善を進め、情報アクセス環境の整備を引き続き推進します。また、窓口での対応、会議、イベント等の開催における情報端末やアプリケーションの活用など、来訪者・参加者の特性に応じた適切なコミュニケーション支援を実施します。

○ コミュニケーション・援助支援の参考例（コミュニケーションボード）

知的障がい者や自閉症の人など、自分の気持ちを言葉にできない、言葉が理解できない人もいます。そういった方でも、絵記号や写真等を用いて、自分の意思を指差すだけで伝えることができます。コミュニケーションボードは、様々な自治体や商業施設などに導入されています。場面に応じていくつかのパターン（鉄道駅用、お店用など）が準備されています。

公共交通機関におけるコミュニケーション支援ボード（（公財）交通エコロジー・モビリティ財団）
http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/comboard/comboard_top.html



出典：国土交通省「発達障害、知的障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」

【バリアフリー情報の周知】

多様な個性の人々が外出する際に役立つ、施設や経路等のバリアフリー情報を周知します。周知にあたっては、「おおさかユニバーサルデザインマップ」や、本市が提供する公共施設のバリアフリー情報を活用します。



3 バリアフリー化に関する方針

(5)イ(キ)情報伝達の取り組み推進

施設設置管理者等に提供を求める情報例
を修正

《前回提出》

《施設設置管理者等に提供を求める情報例》

バリアフリーマップの作成に必要な情報を収集するため、バリアフリー法24条の8の規定に基づき、必要に応じて各施設の設置管理者等に対してバリアフリー設備の有無等の情報を提供を求めます。

施設設置管理者等に提供を求める情報例	
施設情報	- 施設の基本情報（施設名、連絡先、利用可能時間、休業日等） - バリアフリー経路（出入口状況、案内設備、エレベーター） - トイレ（バリアフリートイレ・オストメイト対応設備・大型ベッド等の有無） - その他（駐車場、授乳室等の有無）等
経路情報	- 歩道の状況（幅員・勾配等） - 誘導用ブロックの設置状況 - 交差点の状況（音響式信号機、横断歩道、エスコートゾーンの有無等） - バリア情報（急勾配や幅員が狭い等の危険箇所等）等
その他	バリアフリー配慮の好事例

《施設設置管理者等に提供を求める情報》

バリアフリー法24条の8の規定に基づき、必要に応じて各施設の設置管理者等に対してバリアフリー設備の有無等の情報を提供を求めます。

施設設置管理者等に提供を求める情報例

施設情報	- 出入口扉の形式 - エレベーターの有無 - トイレの状況（車いす対応、オストメイト対応の有無）等
経路情報	- 段差の有無 - スロープの有無 - 視覚障がい者誘導用ブロックの有無等

(ク) 維持管理の継続

市が管理する道路・公園などの損傷情報や違反広告物情報について、電話やメールでの通報に加え、吹田市公式LINEアカウントから市への通報を受け付けており、通報に基づき必要に応じて修繕等の対応を行っています。

今後ともバリアフリー施設の機能保持に向けて、適切に維持管理を行うほか、市内施設（道路、公園等）の不都合箇所をLINEで通報するシステムを引き続き運用します。

《LINEアカウント情報》

修正内容の説明

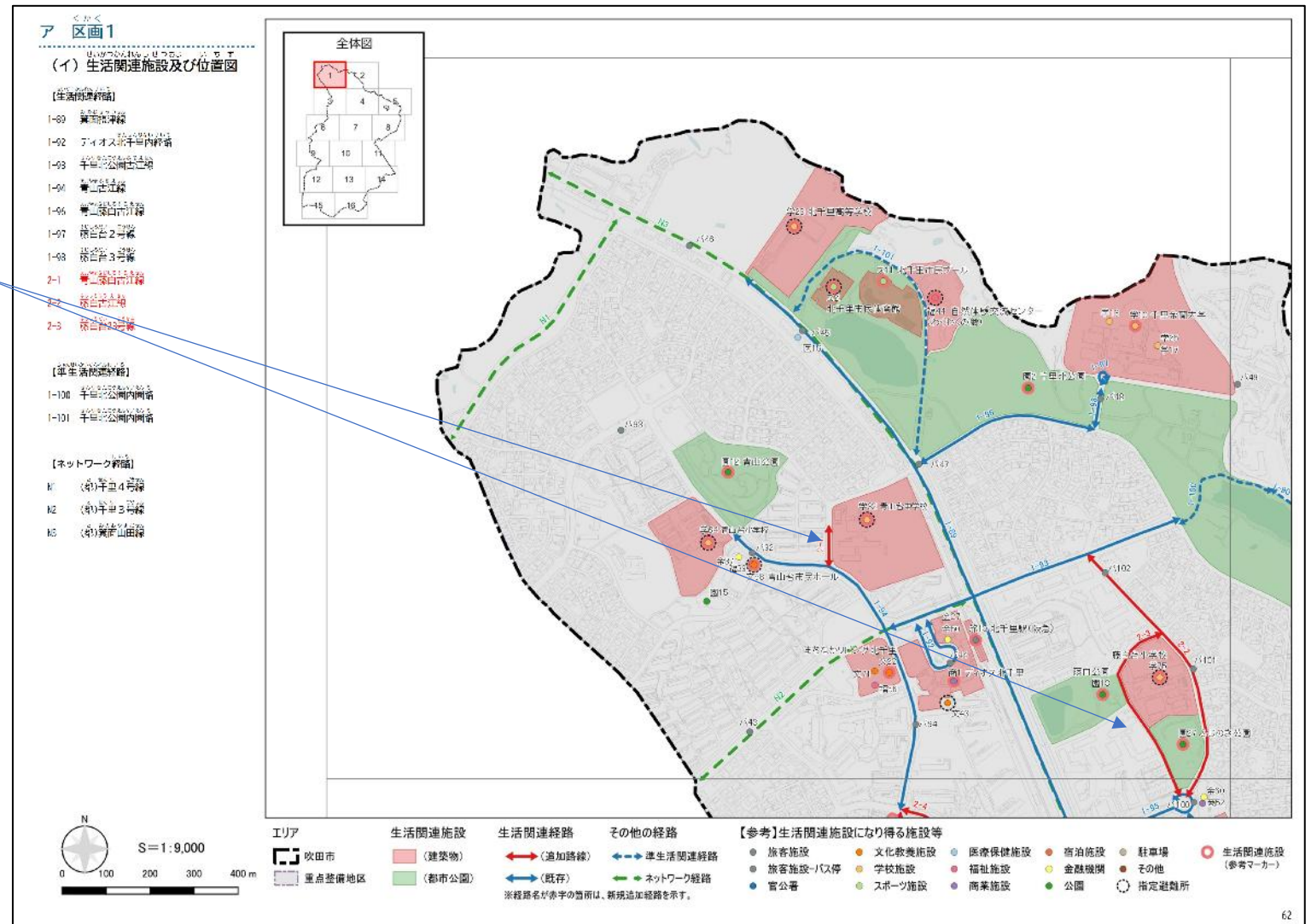
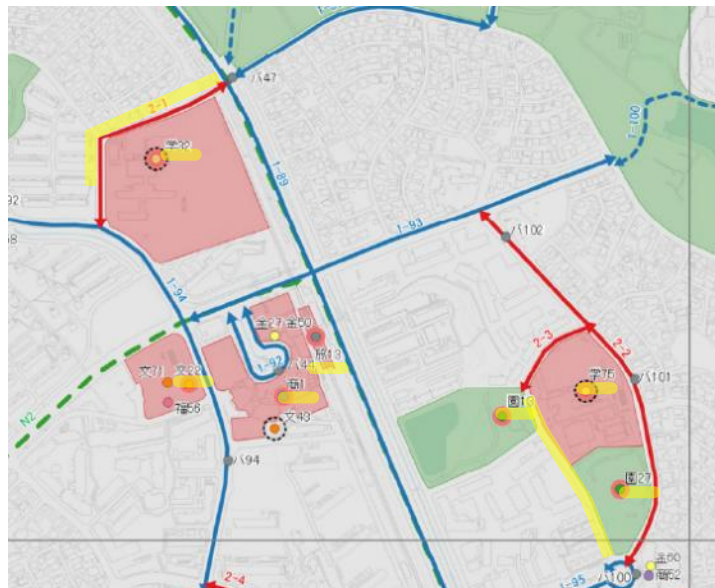
4 生活関連施設及び生活関連経路等の設定

(3)ア 区画1

生活関連施設の名称を追加

経路2-1、2-3の範囲修正

《前回提出》



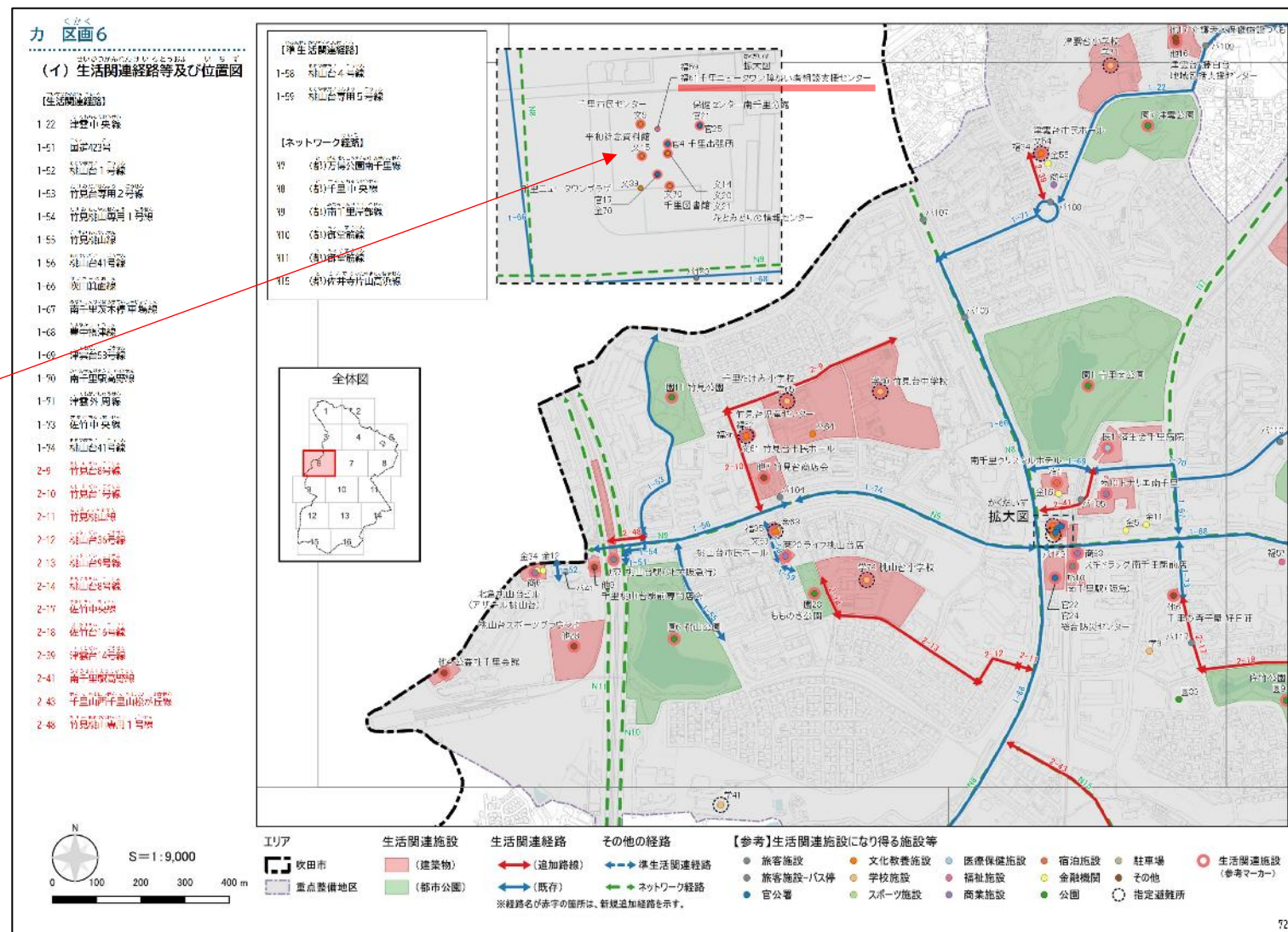
修正内容の説明

4 生活関連施設及び生活関連経路等の設定

(3)カ 区画6

生活関連施設の名称を追加

障がい者相談支援センターの追加

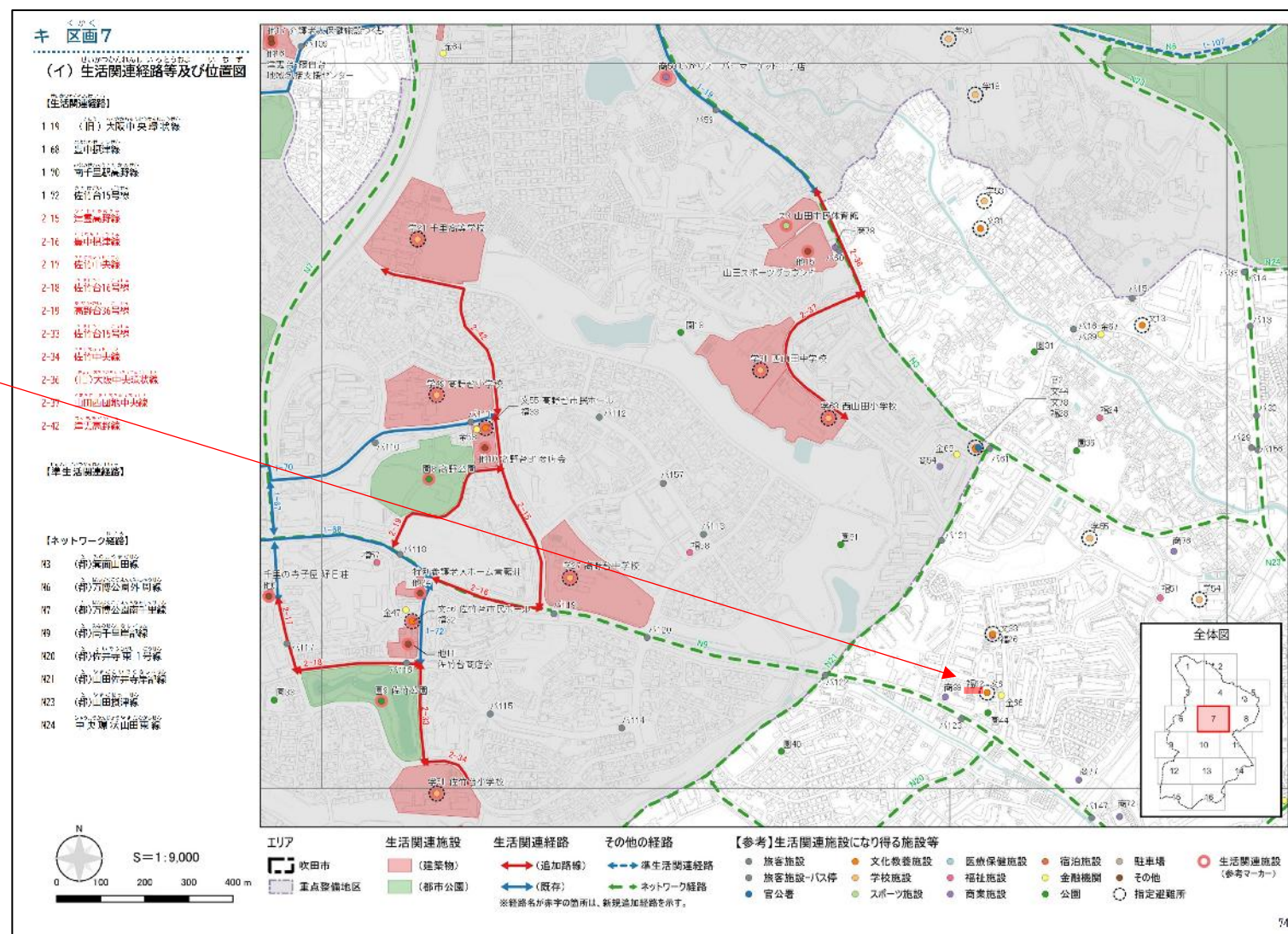


4 生活関連施設及び生活関連経路等の設定

(3) ≠ 区画 7

生活関連施設の名称を追加

障がい者相談支援センターの追加



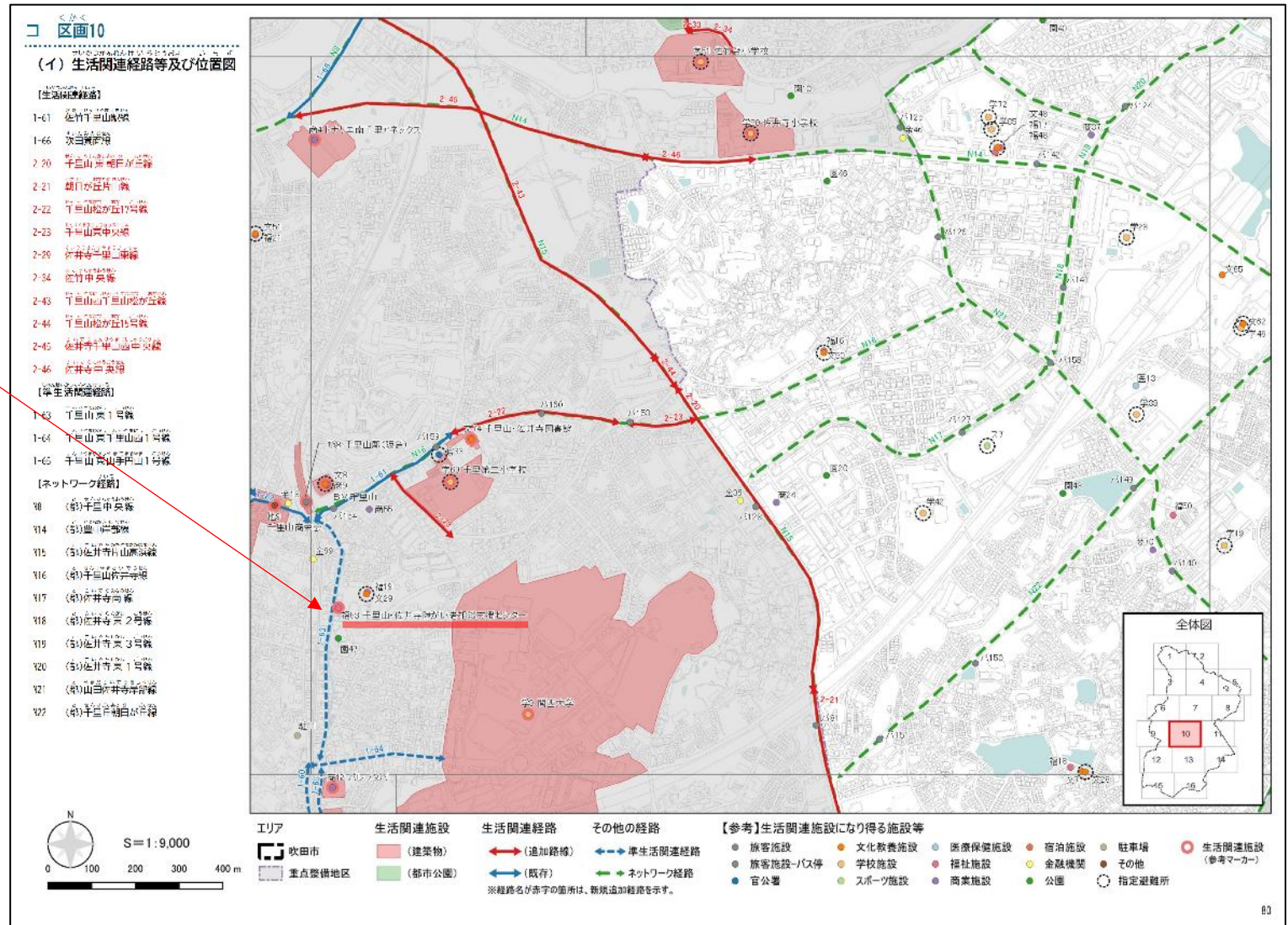
修正内容の説明

4 生活関連施設及び生活関連経路等の設定

(3)コ 区画10

生活関連施設の名称を追加

障がい者相談支援センターの追加



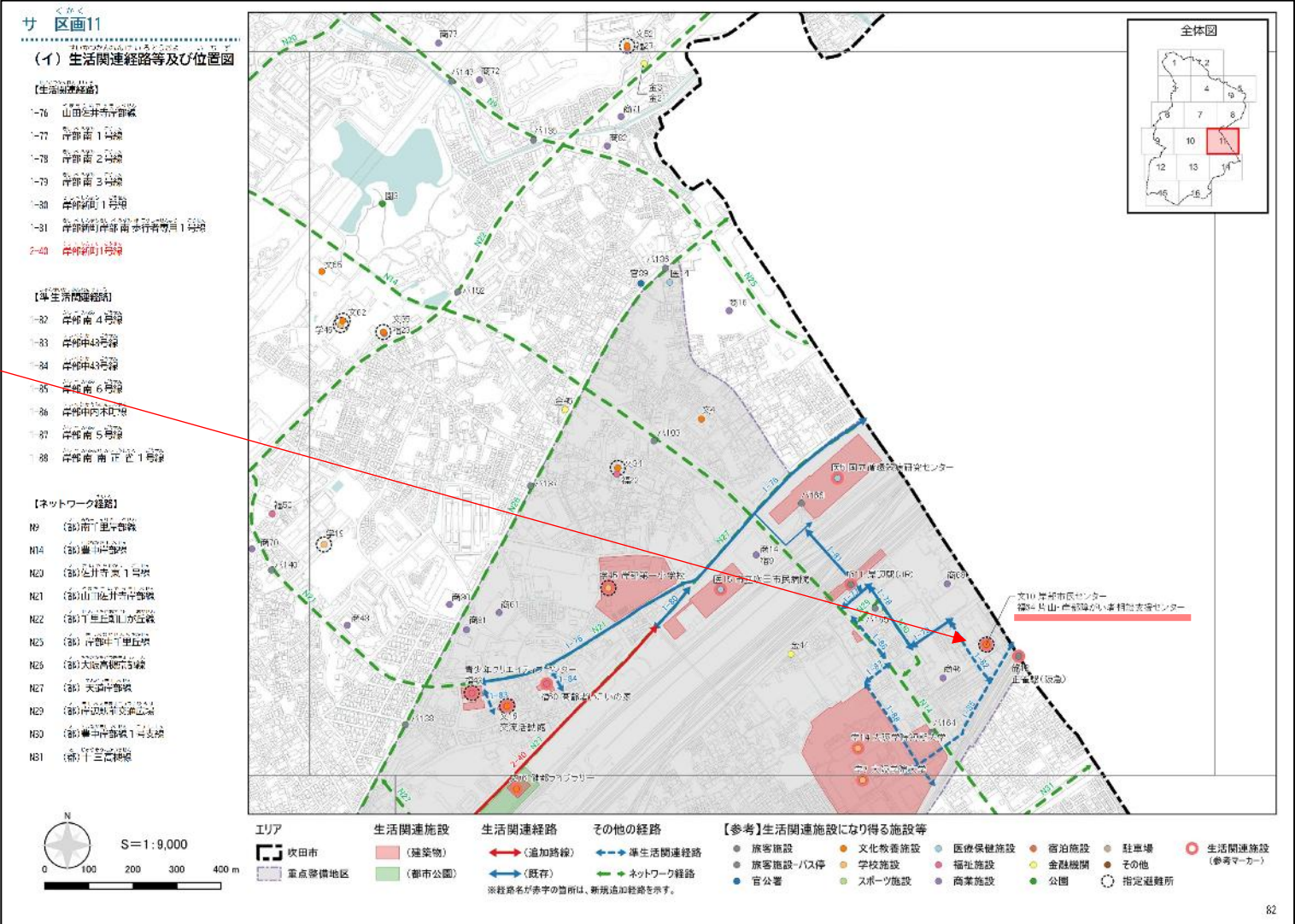
修正内容の説明

4 生活関連施設及び生活関連経路等の設定

(3)サ 区画11

生活関連施設の名称を追加

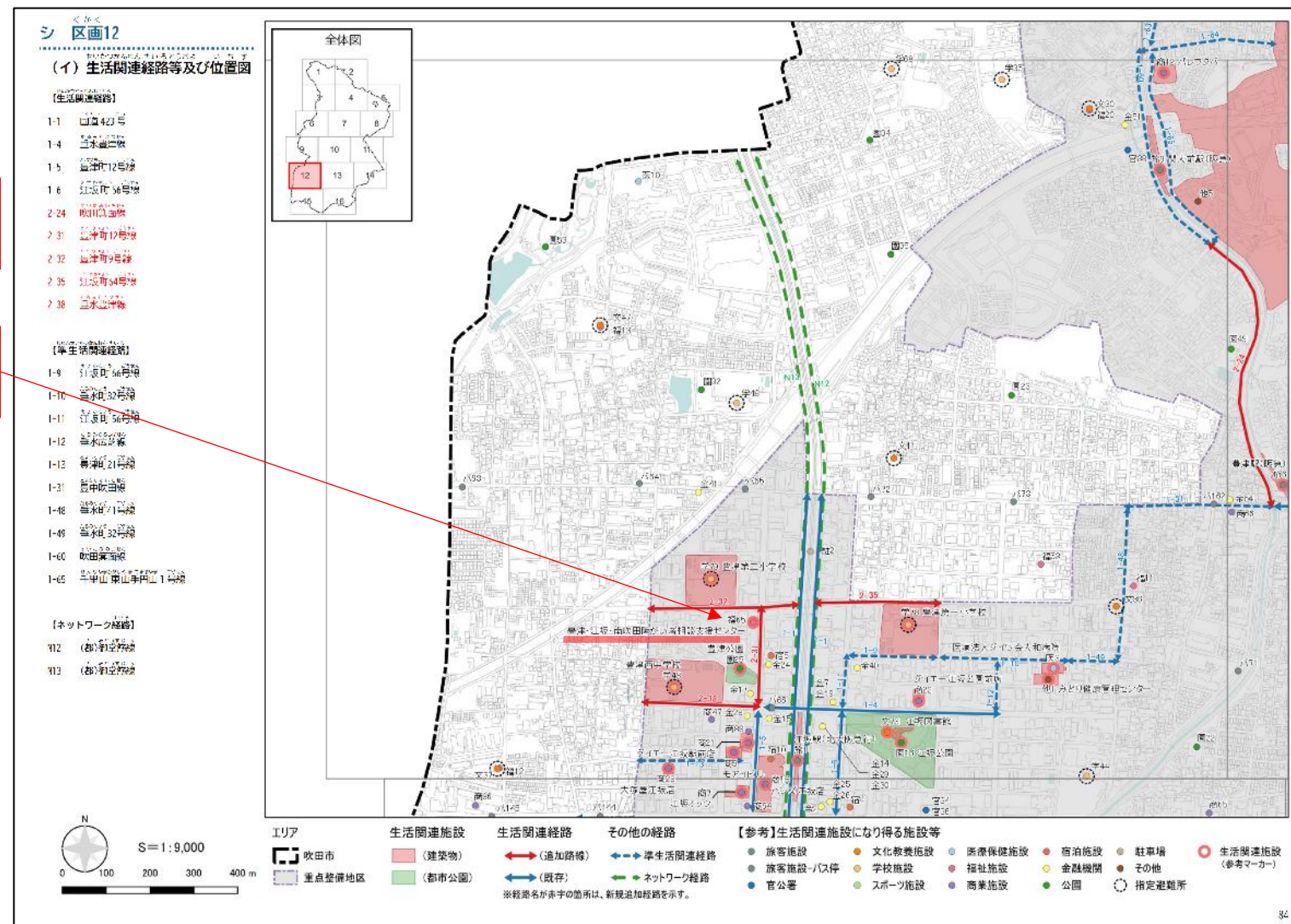
障がい者相談支援センターの追加



4 生活関連施設及び生活関連経路等の設定

(3)シ 区画12

障がい者相談支援センターの追加

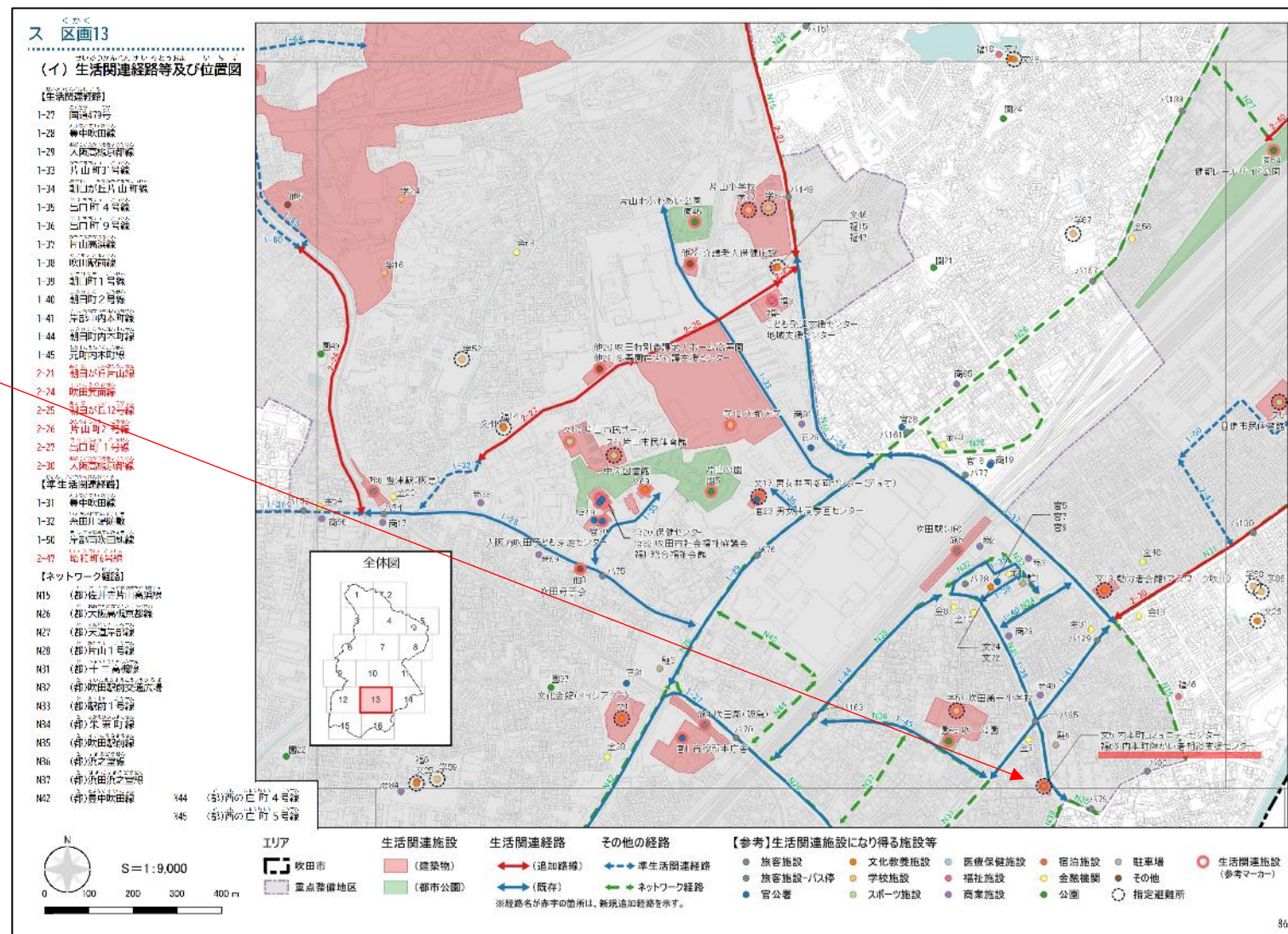


4 生活関連施設及び生活関連経路等の設定

(3)又 区画13

生活関連施設の名称を追加

障がい者相談支援センターの追加

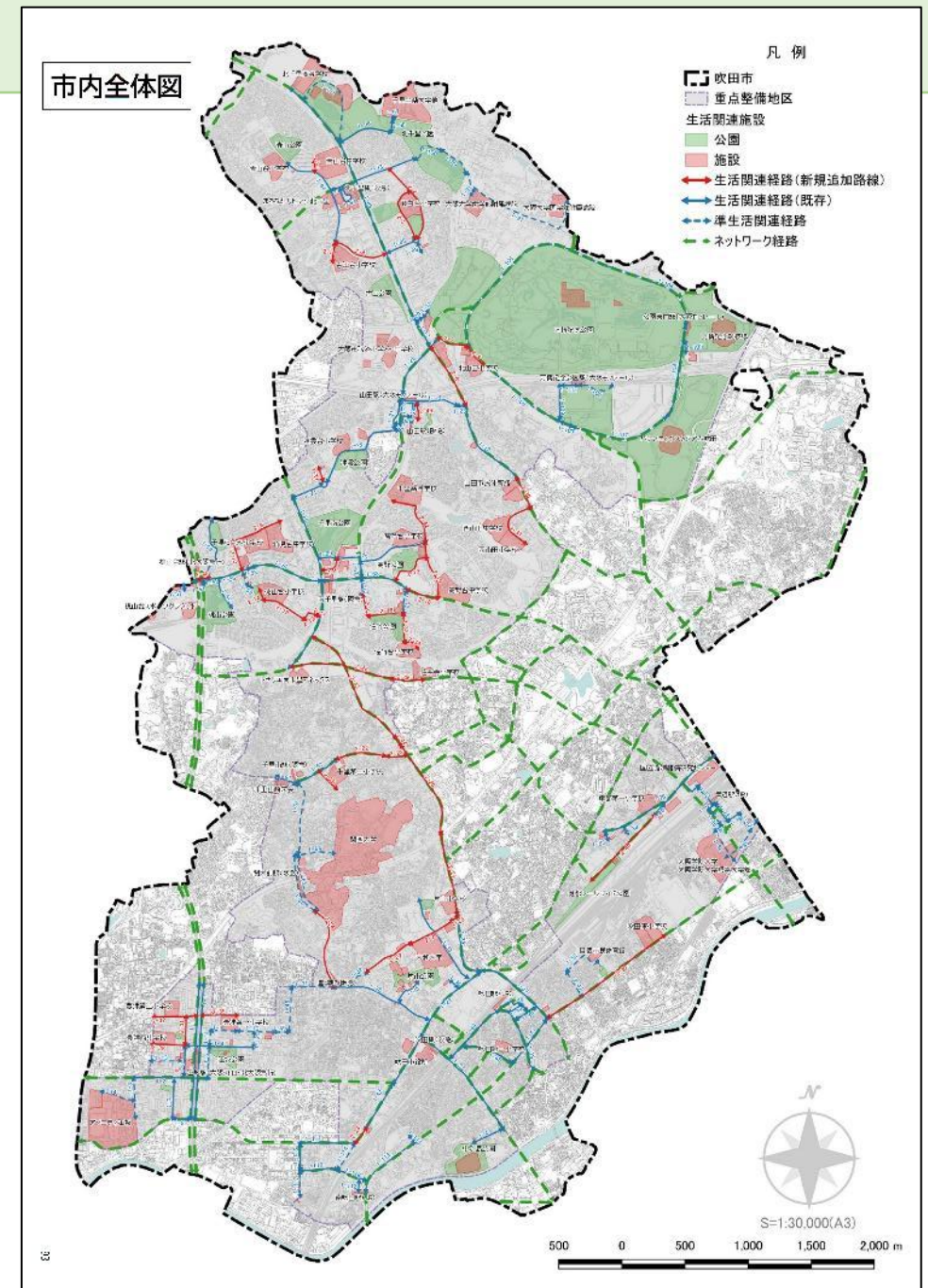


修正内容の説明

4 生活関連施設及び生活関連経路等の設定

(3)全体図

全体図の新規追加



修正内容の説明

5 事業と進捗

(2)イ 公共交通特定事業の内容とスケジュール

実施時期の凡例を追記

【事業内容及び時期】

対象	事業者	事業内容・時期						備考
		A	B	C	D	E	F	
J R吹田駅	JR西日本			短	短			
J R岸辺駅	JR西日本			長	長			
J R南吹田駅	JR西日本			長	長			
阪急吹田駅	阪 急			中	中	短		
阪急豊津駅	阪 急			短	中	短		
阪急関大前駅	阪 急			短	短	短		
阪急千里山駅	阪 急			中	中	短		
阪急南千里駅	阪 急			中	中	短		
阪急山田駅	阪 急			中	中	短		
阪急北千里駅	阪 急			中	中	短		
大阪モノレール山田駅	大阪モノレール						短	
大阪モノレール万博記念公園駅	大阪モノレール						短	
大阪モノレール公園東口駅	大阪モノレール						短	
大阪メトロ・北大阪急行江坂駅	大阪メトロ・北 急	短	短					
北大阪急行桃山台駅	北 急							

A:エレベーター更新 / B:エスカレーター更新 / C:ホームと車両の段差・隙間縮小 / D:ホーム柵設置
E:各駅設備・のりかえ用案内の設置・改修 / F:視覚障害者誘導用ブロックの改修（JIS規格化）
実施時期 短:2027～2031事業完了 / 中:2032～2036事業完了 / 長:2037以降事業完了 / 続:継続事業

(イ) 路線バス・タクシー

対象	事業内容	事業者	時期	備考
路線バス	低床バスの導入	阪急バス	継続	
		近鉄バス	継続	
一般タクシー	バス停ベンチ・上屋の設置	阪急バス	継続	
	UDタクシーの導入	タクシー事業者	継続	

修正内容の説明

5 事業と進捗

(3)ウ 道路特定事業の内容とスケジュール

事業E(無電柱化)を追記
各事業の実施時期を記入

《前回提出》

ウ 道路特定事業の内容とスケジュール

No.	路線名	事業者	延長 (km)	事業内容・時期				備考
				A	B	C	D	
2-1	青山藤白古江線	吹田市	0.3		○	○		実施時期へ 修正予定
2-2	藤白古江線	吹田市	0.7			○		
2-3	藤白台 23 号線	吹田市	0.1			○		
2-4	藤白古江線	吹田市	0.4			○		
2-5	青山古江線	吹田市	0.1			○		
2-6	箕面摂津線	大阪府	0.5			○		大阪府事業箇所は今後確認
2-7	千里万博公園山田北線	吹田市	0.3			○		
2-8	茨木摂津線	大阪府	0.2			○		
2-9	竹見台 8 号線	吹田市	0.4			○		
2-10	竹見台 1 号線	吹田市	0.2		○	○		

ウ 道路特定事業の内容とスケジュール

No.	路線名	事業者	延長 (km)	事業内容・時期					備考
				A	B	C	D	E	
2-1	青山藤白古江線	吹田市	0.1		中	中			
2-2	藤白古江線	吹田市	0.7		短	短			
2-3	藤白台23号線	吹田市	0.4		短	短			
2-4	藤白古江線	吹田市	0.4			短			
2-5	青山古江線	吹田市	0.1			短			
2-6	箕面摂津線	大阪府	0.5			中			
2-7	千里万博公園山田北線	吹田市	0.3		中	中			
2-8	茨木摂津線	大阪府	0.2			中			
2-9	竹見台8号線	吹田市	0.4		短	短			
2-10	竹見台1号線	吹田市	0.2		短	短			
2-11	竹見桃山線	吹田市	0.02		短	短			
2-12	桃山台36号線	吹田市	0.1		短	短			
2-13	桃山台9号線	吹田市	0.4		短	短			
2-14	桃山台8号線	吹田市	0.1		短	短			
2-15	津雲高野線	吹田市	0.4		短	短			
2-16	豊中摂津線	大阪府	0.3		中	中			
2-17	佐竹中央線	吹田市	0.3		中	中			
2-18	佐竹台16号線	吹田市	0.2		中	中			
2-19	高野台36号線	吹田市	0.4			短			
2-20	千里山東朝日が丘線	吹田市	0.8	長	長	長			

A:歩道全面整備 / B:路面舗装更新 / C:視覚障害者誘導用ブロック整備 / D:「グリーンパ」舗装 / E:無電柱化
実施時期 短:2027～2031事業完了 / 中:2032～2036事業完了 / 長:2037以降事業完了 / 続:継続事業

5 事業と進捗

(4)ウ 交通安全特定事業の内容とスケジュール

事業の追記

《前回提出》

ウ 交通安全特定事業の内容とスケジュール

対象	路線	事業内容・時期			備考
		A	B	C	
**交差点					

A:視覚障がい者音響信号機の設置 / B:交通弱者用押しボタンの設置

※各事業の実施主体：公安委員会

ウ 交通安全特定事業の内容とスケジュール

No.	対 象	路 線	事業内容・時期		備 考
			A	B	
1	豊津交番前交差点	豊中吹田線	中		
2	高野台中学校前交差点	津雲高野線 豊中摂津線	中		
3	大曾根バス停前信号機	大阪高槻京都線	中		
4	未広 町 4号線と大阪高槻京都線との交差点	大阪高槻京都線	中		
5	吹三小学校北交差点	大阪高槻京都線	中		

A:視覚障がい者音響信号機の設置 / B:交通弱者用押しボタンの設置

※各事業の実施主体：公安委員会

※事業内容・時期については、継続協議



修正内容の説明

5 事業と進捗

(5)ア 教育啓発特定事業の内容

事業の追記

《前回提出》

(イ) 市民等の理解の増進及び協力確保に必要な啓発活動の実施に関する事業

【吹田市における取り組み】

事業内容※1	対象者	実施主体	備考
出前出張講座の実施	一般	総務交通室	
バリアフリー研修の実施	市職員	人事室	

※1：各事業は継続実施を行う。

(5) 教育啓発特定事業

ア 教育啓発特定事業の内容

(ア) 学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

事業内容※1	対象者	実施主体	備考
思いやる心を育む福祉教育の実施	小学生 中学生	福祉総務室・ 吹田市社会福祉協議会	※2

※1：各事業は継続実施を行う。

※2：主な協力団体[地区福祉委員会、ボランティアグループ、福祉施設等]

(イ) 市民等の理解の増進及び協力確保に必要な啓発活動の実施に関する事業

【吹田市における取り組み】

事業内容※1	対象者	実施主体	備考
障がい者週間行事の実施	一般	障がい福祉室	
出前出張講座の実施	一般	総務交通室	
バリアフリーに関する研修の実施	市職員	人事室	

※1：各事業は継続実施を行う。



修正内容の説明

5 事業と進捗

(5)ア 教育啓発特定事業の内容

事業の追記

《前回提出》

【公共交通事業者における取り組み】

事業内容※1	対象者	実施主体	備考
【記載例】 ①職員研修の実施 ②接遇に関する資格取得の推進 ③声掛け・見守り運動の啓発	事業者職員	西日本旅客鉄道株式会社	
	事業者職員	阪急電鉄株式会社	
	事業者職員	大阪モノレール株式会社	
	事業者職員	大阪市高速電気軌道株式会社	
	事業者職員	北大阪急行電鉄株式会社	
	事業者職員	阪急バス株式会社	
	事業者職員	近鉄バス株式会社	
	事業者職員	タクシー事業者	

※1：各事業は継続実施を行う。

各鉄道事業者へ確認

【公共交通事業者における取り組み】

事業内容※1	対象者	実施主体	備考
サービス介助士の資格取得	事業者職員	西日本旅客鉄道株式会社	
障がい者当事者による教育の実施			
ユニバーサルマナー検定の資格取得	事業者職員	阪急電鉄株式会社	
インスタントシニア体験学習の実施	事業者職員	阪急電鉄株式会社	
障がい者団体と連携した研修の実施			
サービス介助士の資格取得	事業者職員	大阪モノレール株式会社	
サービス介助士の資格取得	事業者職員	大阪市高速電気軌道株式会社	
ユニバーサルマナー検定の資格取得	事業者職員	北大阪急行電鉄株式会社	
実地研修の実施			
運転士等への教育	事業者職員	阪急バス株式会社	
サービス介助士の資格取得			

※1：各事業は継続実施を行う。



修正内容の説明

5 事業と進捗

(6)ア 公立小中学校のバリアフリー状況と取り組み

山田第五小学校の閉校を踏まえ数量変更

《前回提出》

(ア) 小中学校のバリアフリー状況と取り組み

小中学校については、文部科学省のバリアフリー化に関する整備目標に基づき整備を進めているところであり、校舎、体育館へのバリアフリールートが確保された学校は 53 校となっています。引き続きスロープ等による段差解消（校舎・体育館へのバリアフリールート確保）やエレベーターの設置を推進します。

区 分	学校数	備 考
校舎、体育館へのバリアフリールートが確保された学校	53 校	
うち、エレベーターが設置された学校	24 校	
その他の学校	1 校	
合計	54 校	

※令和8年度中の整備予定を含む

(6) その他の事業

ア 公立小中学校のバリアフリー状況と取り組み

小中学校については、文部科学省のバリアフリー化に関する整備目標に基づき整備を進めているところであり、校舎、体育館へのバリアフリールートが確保された学校は 52校となっています。引き続きスロープ等による段差解消（校舎・体育館へのバリアフリールート確保）やエレベーターの設置を推進します。

区 分	学校数	備 考
校舎、体育館へのバリアフリールートが確保された学校	52校	
うち、エレベーターが設置された学校	24校	
出入口部分のバリアフリー化が未対応の学校	1校	
合計	53校	

※令和8（2026）年度中の整備予定を含む

イ 生活関連施設に指定された公共施設のバリアフリー状況と取り組み

生活関連施設に指定された公共施設（学校を除く）の主要なバリアフリー状況として、次のページのとおり整理しました。

一定の整備がなされた施設（Aグループ）が26施設、トイレ設備の充実が求められる施設（Bグループ）が25施設となっています。またBグループのうち、上下移動の充実も求められる施設（Cグループ）が6施設、上下移動に加えて出入口の環境充実が必要な施設（Dグループ）が1施設あります。

これらの生活関連施設に指定された公共建築物については、「吹田市公共施設等総合管理計画」及び「吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画」に基づき、

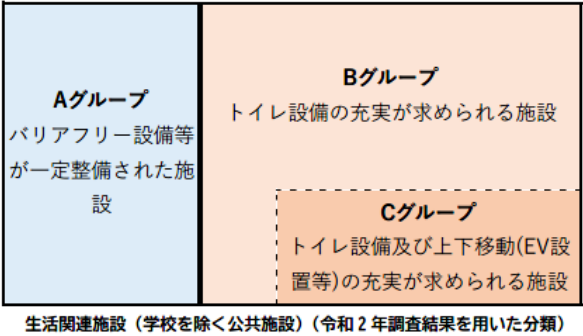


5 事業と進捗

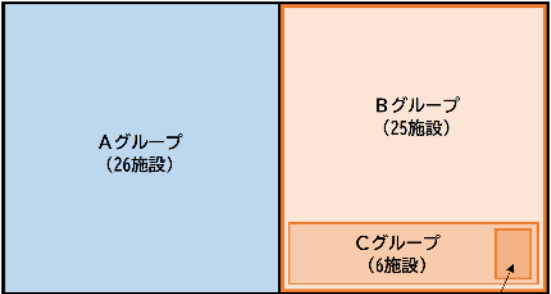
(6)イ 生活関連施設に指定された公共施設のバリアフリー状況と取り組み

バリアフリー状況表の作り込み

《前回提出》



段差解消やバリアフリートイレの設置などバリアフリー化を推進します。



- A：一定整備
- B：トイレ設備の充実が求められる施設
- C：トイレ設備及び上下移動(EV設備等)の充実が求められる施設
- D：トイレ設備、上下移動(EV設備等)及び出入口増の充実が求められる施設

Aグループ	江坂図書館 / 障害者支援交流センター(あいまう吹田) / 吹田市役所 / 文化会館 (メシアター) / 教育センター / 保健センター / 総合福祉会館 / 桃山台市民ホー ル / 千里山佐井寺図書館 / 保健センター南千里分館 / 千里市民センター / 千里 出張所 / 千里図書館 / 千里ニュータウンプラザ / 花とみどりの情報センター / 平和祈念資料室 / 交流活動館 / 市立吹田市民病院 / 吉山台市民ホール / 吹田南 地区公民館 / 夢つながり未来館 / 勤労者会館 / 総合防災センター / 健都ライブラ リー / まちなかりビング北千里 / パナソニックスタジアム吹田
Bグループ	武道館(洗心館) / 津雲台市民ホール / 中央図書館 / 男女共同参画センター / 片山 市民体育館 / 保健所・大阪府吹田子ども家庭センター / 目黒市民体育館 / こども発 達支援センターわかたけ園 / 竹見台市民ホール / 竹見台児童センター(たけのっこ) / 高野台市民ホール / 佐竹台市民ホール / 岸部市民センター / 高齢者いきいの家 / 青少年クリエイティブセンター / 自然体験交流センター(わくわくの郷) / 藤白台市 民ホール / 資源リサイクルセンター(くるくるプラザ) / 内本町コミュニティセンター
Cグループ	山田市民体育館 / 片山市民プール / 古江台市民ホール / 北千里市民体育館 / 吹六 地区公民館(高齢者いきいの間)
Dグループ	北千里市民プール

図：生活関連施設（学校を除く公共施設）の主要なバリアフリー状況

5 事業と進捗

(6)ウ 生活関連施設に指定された民間施設のバリアフリー状況と取り組み

バリアフリー状況表の作り込み
《前回提出》

イ 生活関連施設に指定された民間建築物

(ア) 民間建築物の状況

生活関連施設に指定され、かつ生活関連経路に接続している民間施設について、バリアフリー状況を確認しました。

平成 14 (2002) 年にハートビル法が改正され、建築時における基準適合が義務化されたことから、同改正以降に建築された施設については、建築当時に義務化されていたバリアフリー施設が整備されていると考えられます。

一方、ハートビル法制定以前は基準がなく、

が努力義務とされており、これらに該当する施設についてバリアフリー状況を確認した結果、一定のバリアフリー施設が整備されていることを確認しました。

1994 (H6)以前	ハートビル法制定以前
1994 (H6)	ハートビル法制定
2002 (H14)	ハートビル法改正 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物 建築時の基準適合義務
2006 (H18)	バリアフリー法制定 ハートビル法・交通バリアフリー法の 統合・拡充

図：法改正の流れ

ウ 生活関連施設に指定された民間施設のバリアフリー状況と取り組み

(ア) 民間建築物の状況

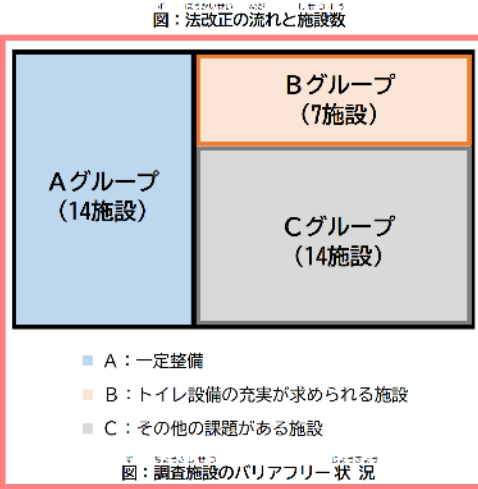
生活関連施設に指定され、かつ生活関連経路に接続している民間施設について、バリアフリー状況を確認しました。

平成14 (2002) 年にハートビル法が改正され、建築時における基準適合が義務化されたことから、同改正以降に建築された 13施設については、建築当時に義務化されていたバリアフリー施設が整備されていると考えられます。

一方、ハートビル法制定以前は基準がなく、また法改正以前においては基準適合が努力義務とされており、これらに該当する 24施設については現地で確認にてバリアフリー状況を確認しました。

1994 (H6)以前	ハートビル法制定以前	24施設
1994 (H6)	ハートビル法制定	6施設
2002 (H14)	ハートビル法改正 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物 建築時の基準適合義務	13施設
2006 (H18)	バリアフリー法制定 ハートビル法・交通バリアフリー法の 統合・拡充	8施設

結果は次ページのとおりであり、一定の整備がなされた施設 (Aグループ) が 14施設、トイレ設備の充実が求められる施設 (Bグループ) が 7施設となっており、またその他の課題がある施設 (Cグループ) が 14施設あります。



5 事業と進捗

(6)ウ 生活関連施設に指定された民間施設のバリアフリー状況と取り組み

バリアフリー状況表の作り込み
《前回提出》

イ 生活関連施設に指定された民間建築物

(ア) 民間建築物の状況

生活関連施設に指定され、かつ生活関連経路に接続している民間施設について、バリアフリー状況を確認しました。

平成 14 (2002) 年にハートビル法が改正され、建築時における基準適合が義務化されたことから、同改正以降に建築された施設については、建築当時に義務化されていたバリアフリー施設が整備されていると考えられます。

一方、ハートビル法制定以前は基準がなく、

図：法改正の流れ

が努力義務とされており、これらに該当する施設についてバリアフリー状況を確認した結果、一定のバリアフリー施設が整備されていることを確認しました。

1994 (H6)以前	ハートビル法制定以前
1994 (H6)	ハートビル法制定
2002 (H14)	ハートビル法改正 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物 建築時の基準適合義務
2006 (H18)	バリアフリー法制定 ハートビル法・交通バリアフリー法の 統合・拡充

表：施設別の状況 (A・Bグループ内訳)

Aグループ	甲斐会記念病院 / アザール桃山台 / コーナン千里山田店 / いかり王子店 / 吹田特 別養護老人ホーム高寿園 / 高寿園在宅介護支援センター / スギドラッグ南千里駅前 店・クリニックモール南千里 / 千里救命救急センター / 大阪府済生会 千里病院 / トナリエ南千里 / 阪急 オアシス南千里店 / 国立循環器病研究センター / 千里ニ ュータウン 障がい者相談支援センター / BiVi千里山
Bグループ	井上病院 / 片山・岸部 障がい者相談支援センター / 介護老人保健施設つくも / 津 雲台・藤白台地域包括支援センター / 特別養護老人ホーム青藍荘 / 内本町 障がい者 相談支援センター / 公益社 千里会館

表：施設別の状況 (Cグループの状況)

施設名	バリアフリー状況					
	出入口 段差	自動 扉	階移動 (EV等)	誘導用 ブロック	車いす 対応トイレ	オストメイト 対応トイレ
ハンズ江坂店	○	○	○	×	○	×
ダイエー江坂公園前店	○	○	○	×	×	×
ダイエー江坂駅前店	○	○	○	×	×	×
江坂オッツ	○	○	○	×	○	×
吹田母子会	×	×	-	×	○	×
大阪府吹田警察署	○	○	×	○	○	×
トナリエ南千里アネックス	○	○	○	×	○	○
南千里クリスタルホテル	○	○	○	×	×	×
万博記念競技場	○	×	×	○	○	○
大阪日本民芸館	○	×	×	×	×	×
国立民族学博物館	○	○	○	×	○	○
大阪南吹田郵便局	○	○	-	×	-	-
豊津・江坂・南吹田 障がい者相談支援センター	○	○	○	×	×	×
指定生活介護事業所ぶくぶくワールド	○	○	○	×	○	×

※さつき障害者作業所は建替え中のため除外、千里の寺子屋 好日荘は窓口不在のため未調査

修正内容の説明

参考資料

(1)ア 会議等の開催状況

今年度の取り組みを追記

